

広島県告示第四百三十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定によつて、次に掲げる地籍調査を平成二十年四月二十一日付けで国土調査として指定した。

平成二十年四月二十一日

広島県知事 藤田雄山

調査を行う者の名称	調査地	調査期間
三次市	吉舎町吉舎の一部、甲奴町宇賀の一部	国土調査指定の日 平成二十一年三月三十一日